

平成19年11月19日

於 教育委員会室

平成19年11月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成19年11月大和市教育委員会定例会

○平成19年11月19日（月曜日）

○出席委員（5名）

1番 委員長職務代理者	田村 繁
2番 委員	長谷川 愛子
3番 教 育 長	山根 英昭
4番 委員	奥原 美帆
5番 委員 長	鈴木 健次

○事務局出席者

教育総務部長	井上 昇	総務課長	井上 純一
学校教育課長	小川 輝夫	学校教育課 保健給食担当 課長補佐	浜田 和博
指導室長	内澤 建治	教育研究所長	伊藤 恵子
生涯学習部長	熊谷 薫	社会教育課長	曾根 博明
スポーツ課長	堀内 一雄	生涯学習 センター館長	小方 明
青少年 センター館長	相沢 克正	図書館長	斎藤 一夫

○書記

総務課庶務 調整担当 課長補佐	岩本 信也
-----------------------	-------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第1（議案第30号） 平成19年度大和市教育費補正予算案について
 - 日程第2（議案第31号） 大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案の意見聴取について
 - 日程第3（議案第32号） 大和市放課後児童クラブ事業条例について
 - 日程第4（議案第33号） 大和市児童館の指定管理者の指定について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

◎開 会

開会 午前10時10分

- 鈴木 ただいまから、教育委員会11月定例会を開会いたします。
委員 長 会議の時間は正午までといたします。
前回の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。
今回の署名委員は、2番長谷川委員、3番山根委員にお願いをいたします。
それでは、教育長の報告をお願いします。
- 山根 最初に、全国学力・学習状況調査の結果が出されまして、その資料を今後生か
教 育 長 していく重要な段階に入りました。
また、この秋は、芸術・文化・スポーツ関連のイベントが多く行われまして、
小・中学生を初め、たくさんの方々の表彰式も行われています。
11月17日に泉の森において、「やまと子どもクロスカントリー」が開催さ

れています。これは、小学生261人の参加がありました。1・2年生が0.6キロメートル、3年から6年までが2キロメートルのコースを走ったということでもあります。

一方、中学生の方では、引地台中学校に酸性雨測定グループとして、環境のための地球学習観測プログラムを行う「グローブ」というグループがありまして、15年にわたる観測データの正確さと長期的な収集を評価されて、アジア・太平洋沿岸の中では第1位ということで、感謝状を受けています。

それでは、10月18日以降についての報告をいたします。

表彰式につきましては、5件、選考会が2件ございました。その中で、青少年問題協議会で「青少年育成活動推進者表彰」、「善行表彰」等の選考が行われまして、一般の方もありますが、小中学生も対象になっております。

選考においては、「大和市安全安心ポスターコンクール」がありまして、こちらも小中学生を対象としており、893点の応募の中から優秀賞あるいは最優秀賞等を選考しております。

表彰式につきましては、ご出席いただきました教育委員会表彰、23名と2団体、それから文化祭入賞者表彰式がございました。これは後ほど事務局から報告させていただきます。

環境ポスターの表彰式ですが、2,788点の応募の中から28名、防火ポスターにつきましては、16名が入賞しています。MOA美術館の「大和児童作品展」の表彰式では、12名が入賞しています。いずれも、小中学生を対象にしています。

5番目、「神奈川県都市教育長協議会」ですが、役員改選、20年度の計画等について協議しています。

6番目、「家庭・地域教育活性化推進委員会」ですが、これは11地区の活動報告等について、パワーポイントを使って行われております。出席された方々の非常に積極的、前向きな雰囲気、非常に誇らしいものを感じました。他市に誇れるものであると思いました。

7番目、「神奈川県市町村教育委員会連合会研修会」ですが、これは「地教行法の改正に見る今後の教育委員会制度のあり方」ということでお話をお伺いしました。

13番目、大和市小・中学校教育研究会の「教育講演会」ですが、埼玉医科大学の大西秀樹教授のお話でございました。「遺族外来の現場から」ということで、「生と死、そしてその家族」というタイトルでした。特に、生と死、死に直面した本人だけではなくて、家族のことについてのお話もございました。

学校訪問については、7校につき行っています。

20番目、「大和市福田小学校教育研究発表会」ですが、情報教育についての研究発表会でございます。導入された当時はパソコンが主役であったものが、現在では既に子供が主役であり、パソコンを道具として使って、「発見や驚きのある授業を目指して」という内容でございました。

教育研究所の「子ども科学教室」ですが、現在、理数系を重視しようという動きもあり、理科に興味を持つという子供を増やす意味でも非常に良い企画であると考えています。

最後ですが、中央林間小学校区の防災宿泊訓練が17日から18日にかけて行われました。自治会、小学校のPTA、学校、消防、教育委員会等で地震を想定した避難所運営体制づくり等が行われまして、実際に地震、災害の場面に遭いますと、普段の生活とまるで違った境遇になってしまうわけで、不便な避難所生活をせざるを得ないということを想定しての訓練で、非常にいい事業であると思えました。参加者は110人ということでございます。

以上でございます。

○鈴木 ありがとうございます。教育長の報告が終わりましたので、今の報告について委員長で質疑、ご意見等ありましたらどうぞ。

○奥原 11月3日が文化の日ということもありまして、その前後で、本当に表彰式が

委員 沢山あるということを再認識しました。子ども、大人問わず、やはり表彰されるということはとてもうれしいことで、特に子供にとっては表彰されたことに対して、自信を持つことができますし、将来その道に進むかもしれないという可能性を広げられるものであると思いますので、このように、表彰式をこれからも続けていっていただきたいという感想を持ちました。

20番目の福田小学校の研究発表会には、私も出席をさせていただきました。「情報教育」となりますと、デジカメの使い方ですとか、パワーポイント、パソコンはもちろんですが、そのような「使い方」の習得が、子ども達、先生にとって目的になってしまいがちですが、福田小では、そういったものは、ただの手段や道具に過ぎないものであるとして、いかにグローバルな視野で、いかにいろいろなものをもって表現をする力をつけていくか、というところに力点を置いてまして、非常に良い視点であると思いました。

○鈴木 ほかにかがでしょうか。

委員 長 ないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○鈴木 木 それでは、議事に入ります。

委員 長 日程第1 議案第30号、「平成19年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。井上総務課長。

○井上 大野原小学校プレハブ設置事業でございますが、今回の補正予算、3,775
総務課長 万8,000円でございます。補正理由といたしましては、大野原小学校におきまして、学区の弾力的運用により児童数の増加が認められたこと、また、特別支援学級に児童2名が来年少入学予定であり、現在の16名から18名となり、現在の教室では過密の状況にあるということで、そのため、プレハブ教室を設置するための費用につき、補正をお願いするものでございます。

続きまして、中学校大規模改修事業でございます。こちらにつきましては、光丘中学校建替事業におきまして、旧校舎の受変電設備（キュービクル）を撤去し、下福田中学校へ移設し、再利用するものでございます。こちらにつきましては、平成20年度4月以降に工事を予定しておりました光丘中学校旧校舎解体等工事が工期が早まりましたことで、そのことから、その前に受変電設備を撤去するための予算執行を担保する債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、この事業につきましては、債務負担行為ということで、19年度の歳出としての補正額はございません。

以上でございます。

○鈴木 木 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。
委員 長

この補正による事業は、児童数の増加、または工事の進行に即応していくということであると理解してよろしいですね。

○井上 そのとおりです。

総務課長

○鈴木 木 ほかにございませんでしょうか。

委員 長

（「なし」の声あり）

○鈴木 木 ないということでございますので、質疑及び討論を終結いたします。

委員 長 これより、議案第30号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○鈴木 木 異議なしということですので、議案第30号は可決いたしました。

委員 長 続いて、日程第2 議案第31号、「大和市事務分掌条例の一部を改正する条

原案の意見聴取について」を議題といたします。

細部説明をお願いいたします。井上総務課長。

○井 上 それでは、ご説明させていただきます。

総務課長

急速に変化する社会情勢に対応するための新たな施策を遂行し、市民ニーズへの迅速な対応を行うことができる市の体制づくりを目指しまして、平成20年度を目途とし、大和市全庁で組織の改正が行われるものでございます。その組織の枠組みである本条例案につきましましては、大和市議会12月定例会に提案される予定でございます。

教育委員会関連につきましては、現在、教育委員会の組織である生涯学習部を市長部局とするものでございます。「社会教育」、「スポーツ」、特に「文化」の行政分野に関して、市長部局とするため、新たに部を新設するものでございます。

これによりまして、教育委員会の組織といたしましては、いじめ、不登校を初めとする学校教育の重要課題に対応するため、学校教育に特化した「教育部」として再編することとなります。

本条例案は市長所管ではございますが、以上の理由により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、議会への提出前に教育委員会の意見を聴取することが必要であり、本条例案の教育に関する部分について、教育委員会に付議するものでございます。

それでは、条例案をごらんいただきたいと思っております。

まず第1条でございますが、市長の部として設置するものが14部示されております。その中で、教育委員会における生涯学習分野、スポーツ分野などを担当する部につきましては、第6号の「文化推進部」、第9号の「健康推進部」となっております。また、第10号の「こども部」も入っております。

次に、第2条でございます。各部の所掌する主な事項が規定されております。現在の生涯学習部が所掌する事務について、どの部が担当するかについて、ご説明をさせていただきます。

第6号の「文化推進部」につきましては、文化の薫るまちづくりを推進するために、「ア 文化に関する事項」「エ 生涯学習に関する事項」を、市民の健康づくりや子育て支援などの少子化対策を初めとする施策を総合的に推進するために、第9号の「健康推進部」につきましては「エ スポーツに関する事項」、また第10号のこども部につきましては、「イ 青少年に関する事項」を担当することとなっております。

教育委員会が執行・管理すべき事務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を初めとした各法律によって規定がございまして、その部分につきましては、地方自治法第180条の7の規定に基づきまして、以上の3つの部の部長、その他の所属職員に補助執行をさせるものでございまして、その事務につきましては、従来どおり、教育委員会の付議事項として、委員の皆様へに審議をお願いすることとなります。

また、事務の執行・管理につきましても教育委員会名、教育長委任事項については教育長名でそれぞれ行われることとなります。

今後、その補助執行の具体的な内容につきまして、市長への協議を行う予定でございます。その協議の内容につきましても、別途、教育委員会へ審議をお願いすることとなりますので、改めてよろしくご説明いたします。

なお、本条例案の施行予定日でございますけれども、平成20年4月1日となっております。

以上でございます。

○鈴木 説明が終わりました。

委員長

○井 上

「補助執行」という言葉について、補足説明をしていただけますでしょうか。

○井 上

「補助執行」につきましては、法律上、教育委員会が権限を有している事務について、今回、市長部局でその事務の一部を執行するということとなります。

○鈴木

ただいまの説明について、質疑、ご意見等、お願いいたします。

委員長

○田村 今まで当然のように行われていた学校教育と社会教育の教育委員会の2つの輪
委員 という形は、全国の自治体の多くがこれを当然のように採用してきた組織の形です。これを、今度は2部制を1部制に変えるということは、教育委員会にとっては大きな改革であり、果たしてそれが本当に機能的に動いていくのか、という懸念がぬぐえません。

ただ、どの自治体においても、「組織改正」ということは、行われていることであって、このような大きな改革を控えている中で、教育委員会としての見解があつてしかるべきだろうという考えは持っています。

今、「補助執行」という話がありましたが、「補助執行」とすることは、むしろ事務を複雑にするだけであって、本来、教育委員会としてやってきたことをあえて「補助執行」までして、市長部局に持っていく必要があるかという懸念もあります。

新しい市長も、行政改革という意味合いも含めながら、組織改革というお考えがおありのようですから、それは認められるとしましても、教育委員会というのは独立の機関ですから、やはり、教育委員会として、どのような組織の形が、本来の教育委員会の意義というものにかなっているかということ、考えるべきであると思います。

生涯学習部は、そのほとんどが市長部局に移るといっていますが、学校教育分野のみでも、これだけ複雑な教育問題が山積している中で、「教育委員会は、学校教育に専念してほしい」という考え方は十分理解することができます。しかし一方では、それだけで問題の解決になるのかという気持ちもあります。

現在、生涯学習部が所管している事項でも、子どもにかかわることはさまざまあるわけです。青少年センターの事業、これから始まろうとしている「放課後子ども教室」にしてもしかり、「児童ホーム」についてもしかり、「児童館」の扱いについてもしかり、子どもたちの教育に関係する分野は多くありますが、そういったものを、市長部局で一体的に進めていくという考え方自体は、機動的、効率的な行政を目指すという観点に立てば、それも一つの方法であるかもしれないと評価いたしております。

教育委員会の車の両輪の一方として行ってきた社会教育部門が、さま変わりをするようですが、いままで作り上げられてきた社会教育という分野の推進体制を、維持し続けていただきたいと思います。

また、社会教育分野に実際に携わっている市民や職員へ、十分配慮して事を進めていただきたい。特に学校開放や児童クラブは、学校と切っても切れませんので、学校や地域とうまく事を進められるよう、よろしくお願ひしたいと考えています。

当然のことながら、この条例に限らず、条例・規則改正が必要になると思いますが、そういったものに抵触しないように、慎重に事務手続きをお願いします。

事務に携わってきた職員のいままでの一生懸命の努力が、いい方向で生かせるように進められればと思います。

この議題については、他の委員もいろいろな意見があると思いますが、私たちがベースとするのは、教育委員会の意義だけは損なわないように進めていただきたいということです。この意見聴取については、その部分を特に意見として述べていきたいと、考えています。

○長谷川 教育委員会の守備範囲が狭くなる、ひいては、教育委員の視野を狭めてしまう
委員 ような、何かマイナスなイメージもありますが、逆にその狭まった分、深く関わらせていただいて良いのかなと、前向きにとらえようと考えております。

今の説明でもそうですが、いじめ問題、それから教員の指導力不足への配慮、最近出てきましたモンスターペアレントなど、学校教育の中だけでも問題は山積みですので、そういった意味では時代に即した改革であると、受け入れられる部分が多くあります。

ただ、やはり、全国的に見ても例の少ないことであると思いますので、このよ

うな形となった教育委員会が、どこまで学校教育に取り組んでいるかというところで、非常に注目されると思います。そのために、学校教育について、より深い検討、研究を進め、成果をあげるためには、予算的な後ろ盾、それから人事面による後ろ盾が必要であると思います。この分野については、より重点を置いていくということについて、何かの形で市長に確認をとりたいという気持ちを、一委員として持っています。

「学校教育に重点を置く」という、この組織改正における教育委員会に関わる考え方については、評価します。

ただ、やはりその中で出てきた言葉である「いじめ」、「不登校」などは、今日の大和市の教育行政の中で申しますと、「青少年指導」ということになると思います。組織としては青少年センターが中心となりますが、その意味で、非常に大事な拠点であることは、間違いのないことですので、今回の組織改正で、その青少年センターが教育委員会から離れていくことは大丈夫なのかという、懸念はあります。その部分について、今後の検討課題でよいのか、今の時点で確認すべきことなのか、というところを確認したいと思っております。

○鈴木 今、長谷川委員がおっしゃった青少年センターについては、事務局の方から補委員 長 足説明がありますでしょうか。

○山根 青少年相談の事務につきましては、学校との関連もより密接ですので、教育委員 教育 長 員会に残るということでございます。

○田村 今の、長谷川委員、教育長の発言に関してですが、青少年問題の大きさ・広がり・社会全体の要請など、そういった意味から考えると、やはり教育委員会に青少年センター全体を残すか、もしくは、相談室のみを残すのであれば、課相当として位置づけることが、本来の機能を発揮するために、必要なのではないかと考えます。

○山根 将来的には、相談業務を課相当にということは、事務局としても望んでい 教育 長 ます。ただ、現時点では、いきなりはそこまではいかないようですが、将来的には望ましいと思います。

○鈴木 別な質問となりますが、この組織改正の議案については、教育委員会の組織に 委員 長 関する部分が入ってきていないようですが、それはどういう形で、この教育委員会という場で議論するのでしょうか。

○井上 この議案につきましては、市長部局の事務分掌ということでございまして、こ 総務課長 の会議の結果と市議会での結論を踏まえまして、今後の会議において提案させていただきます。ものでございます。

○田村 文化推進部と健康推進部、こども部に現在の教育委員会の仕事に移りますとい 委員 うこの説明の中で、その部分を別々の教育委員会会議で議論するということは、 委員 長 どのようなことなのか、説明していただけますでしょうか。

○井上 この議案につきましては、市長の所管する事務分掌条例の改正につきご意見を 総務課長 いただくものであります。

ただ、教育委員会の組織につきましては、今回、当然その中身に重大な影響があるということは、この条例の改正の内容として分かっておりますので、その部分についての意見の聴取ということです。

○鈴木 市全体の行政組織の中で、教育委員会で生涯学習の業務の大部分は市長部局の 委員 長 ここに移りますと。そして、その一部は、教育委員会の組織である教育総務部の方に、教育相談室というものを、一つの係として移行させます、ということであれば、それ以外の教育委員会の内部組織も一括審議しなければならないのではないのでしょうか。

○井上 教育委員会の組織につきましては、市の事務分掌条例の改正を受けて、同じく 総務課長 改正をする予定でございます。その件につきましては、12月の教育委員会定例会において、審議をお願いしたく、提案をいたします。また、より細部にわたっては、来年3月の教育委員会定例会において、規則の細部までご審議いただく予定になってございます。

○井上 この条例そのものは、見ていただくとおわかりのように、市長の部の所掌事務

教育総務を規定するものということで、まずご理解をいただけますでしょうか。

部 長 課相当以下のものについては、市長部局も教育委員会も規則で制定しますので、順番としては、まず条例を承認していただいて、規則等については、その後ということになります。

ただ、当然、この条例改正は、教育委員会に関連しますので、意見聴取は行います。市の機関としての役割の中で、市議会での議決事項は、部までということですので、課相当については規則で対応します。つまり、教育委員会の中で整理ができるということですので。

○長谷川 教育委員会の中から市長部局に移る部分について、もし異議があれば、今それ委員を申し出る。

もしここで決定すれば、課レベルについての教育委員会組織について、中身をどのように再構築するかについては、12月定例会のタイミングがある、という認識で間違いないでしょうか。

○井上 教育委員会にかかるものは、今、長谷川委員が言われたように、教育委員会サ教育総務イドから見ますと、一部組織の「移行」ということですから、当然その部分を焦点部長として、この場で議論をいただいて、意見をいただくということになります。

その了承をいただければ、その後、教育委員会内部での組織の改正ということになりまして、教育委員会の規則改正を提案させていただくことになりませんが、実際には、教育委員会に限らず市の組織全体の構成について、市長部局で所掌していますので、教育委員会の組織も含めた市全体の組織改正の素案は作成されているわけですので。ただし、議案としての決定の手続きの順番はありますので、市議会でのこの条例案の可決前であるこの時期に、規則まで審議することは難しいと思われま。

○長谷川 それではこの条例案に焦点を絞った中で、検討いただきたい部分がありますの委員で申し上げます。

こども部のイの文言ですが、「青少年に関する事項」とあります。「青少年に関する」と申しますと、年代的に、学齢期になる子どもたちがほとんどと思われます。その上の段のウは、「子育てに関する事項」ではなく、「子育て支援に関する事項」となっていますので、これに比較すると、この「青少年に関する事項」という規定は、かなり幅広すぎるのではないかと思います。

青少年を健全に育てていくという意味での行事的な部分については、市長部局で所管することもあり得るでしょうが、「いじめ対策」など問題を抱えた青少年への対応については、まさに学校教育を行っている教育委員会が自ら取り組むべき問題であると考えますので、「青少年健全育成事業に関する事項」と「継続的な青少年相談」に分けるなど、もう少し文言に工夫が必要なのではないでしょうか。

○鈴木 この点について、事務局はいかかでしょうか。委員

○井上 基本的には、市長の権限に属する部分のこの条例案について、文言の変更まで総務課長は難しいと認識しております。

ただし、「青少年に関する事項」という文言について、この中身についてはこれから、市長、教育委員会それぞれの規則の中で細かく規定していくわけですが、先ほど教育総務部長が申し上げた市の組織全体の「素案」の中では、青少年相談室を教育委員会に残すことになっておりますので、この条例案の文言である「青少年」という文言は、教育委員会が自ら行うべき職務を位置づけるための規則改正に際しても、影響はないと考えております。

○鈴木 実は、「相談室」という形で、青少年に関する業務は教育委員会の方に残ると委員長いうことも、直接的にはこの議案の中に入ってきていないわけですね。そういったところも明瞭さを欠く部分があると思います。

さまざまな意見が出されました。これらすべてを「意見の申し出」という形でお答えをするというときに、非常に難しいと思われましますので、まとめをさせていただきます。

まずは、今回の組織改正自体について、教育委員会の独立性という見地からの危惧という意見が出されました。

しかし、その一方で、前向きにこの機会を契機として、学校教育に特化し、今まで以上に、教育委員会が細かい業務把握を行い、教育委員会として学校との関係をより密接にし、必要に応じて指導力を発揮できるというところらえ方で、一定の評価をするという発言もありました。

また、生涯学習業務の教育委員会からの移行について、補助執行という形とはいえ、理念的には「生涯教育」、「生涯学習」という総合的なビジョンというものの中に学校教育を置いていくという考え方に従って構成されていた組織が分かれるということについては、田村委員が繰り返し述べられたように、危惧はありますが、実行上、実際にこれまでも市長部局で生涯学習、社会教育に関わる事務を行っていて、当然教育委員会も生涯学習部の事務としてこれを推進してきました。言ってみれば、両者が並行して動いているための効率性の問題というものがあったのではないかと考えます。これを、市長部局に移すということにより、機動的、より効率的な組織になるという部分については、プラスに評価できるのではないかと発言もありました。

さらに、青少年相談事務の組織内での位置づけについて、将来的に検討するという要請があり、主として、学校教育課の業務の重要性の増大に伴う責任体制の明確化という部分については、恐らく委員のほとんどがプラス評価ができるのではないかと考えます。そういったことも前提として、我々委員は、この議案を受けとめるということによろしいでしょうか。

○山根 教育長 従来も大和市の教育行政はしっかりした歩みをしていると認識していますので、この組織改正で何かが大きく変わってしまうということは、考えにくいと思っています。

ただ、「改革」ですので、教育委員会として、特に「学校教育に特化した」という部分、その意義を今後どのように施策に反映させていくか、その真摯な姿勢は、持ち続けなければいけないと考えております。

○鈴木委員 教育委員会が、学校教育に特化されるという中で、教育長のご指導を中心に、それが今まで以上に深まると。我々はそれに参画していくということ以外にはないのであろうと思います。

補助執行の進め方ということについて、委員から、幾つかの要望・意見が出ました。これまで両輪として、学校教育と生涯教育というものが、密接な連携にあったという経緯の中で、その連携を良い形で維持し、市全体としての生涯学習、社会教育の推進体制というものを、予算面でも人員面でも確保してほしいという要望が長谷川委員から出されました。

また、社会教育活動、社会教育についての行事など、学校開放とか児童クラブなどにも言えるように、学校との連携が不可欠であり、更なる調整機能を教育委員会に持たせるべきであるという意見もありました。

それから、この条例改正をはじめとした関連規則などの改正がスムーズに進められるように、完全な準備態勢を整えてほしいということもあります。このように、我々の一抹の危惧を背景に、さまざまな意見、要望が出されたと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○奥原 委員 私からも、自分の考えを述べさせていただきます。

私は、基本的に新しいことに取り組むという姿勢は、私のモットーとしては、大賛成で、教育委員会もさらにチャレンジしていかないといけないのではないかと、ということが私の頭の中にもあります。

ただ、この条例案を拝見したときに、「マイナスイメージ」を受けざるを得ませんでした。

教育委員会の生涯学習部門が、市長部局に移るというお話ですが、事前に勉強会で伺った説明では、箱は教育委員会の箱、権限は教育委員会で変わりませんが、運営は、市長部局の職員になりますということであったと思います。そのため、当初は、市長部局のさまざまな知識・ノウハウが活かされるというイメージ

で理解していました。

ただ、今までも、市長部局と教育委員会の事務局などの方たちの一種の人事交流は図られていたわけで、なぜ、今回の改正で市長部局に肩書きが変わるだけでよい変化が現れるのか、疑問に思うようになりました。そこが、「マイナスイメージ」となった部分です。

また、今の生涯学習センターや青少年センターでは、教職員の方たちが、県から異動・出向という形で勤務されています。県・市共通の教育委員会間で異動している教職員が在籍している部署が、市長部局に変わるのであれば、教職員の方にどのように影響があるのか疑問に思いましたところ、今までどおり教職員の方もそのまま市長部局に出向し、市長部局の人間として勤務し、再度、教職員として学校に戻るときは、教育委員会からまた教員に戻るという手続きになるということでしたので、それでは、いままでと一体何が変わってくるのだろうと思いました。

仕事をする人の肩書きが変わってくることだけで良くなるのだろうかという疑問がある中で、ただ単に、権限は教育委員会にあるけれども、結局、中身としては市長部局の職員が、市長の命令、指示のもとで動いていきますという話を聞くと、よく世間で言われている教育委員会の形骸化と言いますか、そのようなイメージをますます進行させてしまっているのではないかと感じてまいりまして、そのようなことを、教育委員という立場で、私自身思ったこと自体も、そのマイナスなイメージに拍車をかけているのではないかと考えていました。

しかし、長谷川委員が、マイナスと考えていたけれども、ある意味プラスにとれる部分があるとおっしゃったところで、「学校教育に関しては、ますます掘り下げていくことができる。」という部分に、ある意味でチャンスがあるのではないかとと思うようになりました。

私の中で、このようなピンチというのはチャンスの裏返しだという思いもありますので、この与えられた機会に対して、教育委員としてできることは、徹底してやっつけようと考えています。

○鈴木 木 ほかにございませぬか。

委員 長 それでは、以上の議論を踏まえまして、奥原委員からも、一つのプラス評価に繋がるよう努力するというご意見が述べられましたけれども、採決の仕方として、まず、この部レベルの組織の変更、ひいては、今後引き続くであろう教育委員会の組織の課レベルの充実ということも考慮に入れて、これを是とするのか、否とするのかということを知りたいと思います。

プラス評価をしようというご意見も幾つかあったと思います。そして、田村委員も言われているように、教育委員会としては、大改革であるわけですから、これらについて我々が考えておくべきこと、特に補助執行の具体的な方法ということについての要望を付記して、我々委員としての意見とするという方向をとるのがよろしいかと思ひます。

まず、提案されている「大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案」の可否の採決ですが、教育委員会として、この議題についての受けとめ方や考え方を付記して可決するという形にするのがよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○長谷川 賛成です。意見書もしくは、文書を添えたうえでの原案の了承という形がよろしいかと思ひます。

○田村 私も賛成です。先ほども述べましたように、教育委員会の一大改革ですから、このまま従来どおりの形を継続することが本当に良い事であるのか、では、大改革であるこの案で良いのか、実は実際に動いてみなければ判らないところがあるかと思ひます。

ただ、奥原委員がおっしゃったように、やはり、前向きな姿勢を持っていくことは大切なことであると、私も思っています。

この一大改革に対して、意見を申し上げることは、私共の責任であるかと思ひますので、今、長谷川委員がおっしゃったような形で、教育委員会の意見を添え

て、結果を市長にお渡しいただきたいと考えます。

○鈴木委員 長 それでは、今の各委員のご発言の趣旨に沿って採決をしたいと思います。
採決に入って、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○鈴木委員 長 これより議案第31号について採決をいたします。
本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(「意見あり」の声あり)

○鈴木委員 長 意見はありますが、原案そのものは可決するというのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○鈴木委員 長 それでは、議案第31号は、意見を付して可決ということになりました。
なお、この会議で出された意見をどのようにまとめるかにつきましては、各委員の意見を十分咀嚼し、確認をして、私委員長責任においてまとめていきたいと思いますが、委員長一任にさせていただきますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木委員 長 ありがとうございます。

○鈴木委員 長 それでは、続いて日程第3 議案第32号、「大和市放課後児童クラブ事業条例について」を議題といたします。

細部説明を求めます。相沢青少年センター館長。

○相沢館 長 それでは、大和市放課後児童クラブ事業条例について説明をさせていただきます。

放課後児童クラブ事業新旧対照表でございます。

まず、概要について、現在、本市では16の小学校区に公営の児童ホーム、3つの小学校区に、父母会が運営する学童保育クラブがございます。今回は、公営で運営しております児童ホームにつきまして、これまでの要綱による運営を改めまして、条例を制定するものでございます。これにより、この制度の質的向上を図り、より安定した明確な制度としての確立を目指すものでございます。

条例化するに当たりまして、本市の放課後児童対策を総合的に検討するため、昨年の秋から社会教育委員会に検討をお願いしており、その結果、本年5月21日付で、教育委員会委員長に対しまして、「本市における放課後子供プランの実施について」という建議が提出されたところでございます。

これは、放課後児童ホームは、児童館等のように単なる遊び場ではなく、留守家庭児童の生活の場を提供する事業で重要であるため、内容の充実を含めて市民にわかりやすい制度とする必要があるという内容でございますので、確認ため、付言させていただきます。

それでは、対照表の説明をさせていただきます。

現在の「放課後児童ホーム」を「放課後児童クラブ」に名称変更いたします。

児童クラブの運営に関しましては、保護者や地域に参加を促す「運営委員会」を導入し、保護者同士の交流の機会をつくとともに、児童クラブの運営にも参加していただけるようにいたします。単に子供を預けているだけではなく、保護者と指導員と行政が一体となった運営を目指すための名称の変更でございます。

次の育成時間につきましては、平日、放課後から18時までを19時に、1時間延長いたします。土曜日や学校休業日についての開始時間を、現在の「8時半から」を「8時」に改めます。

育成料でございますが、現行5,000円を1,300円引き上げまして月額6,300円といたします。おやつ代につきましては、概ね1,500円程度でございますが、育成料とは別に各クラブの運営委員会で徴収していただきます。

次の減免規定についての内容については、規則で定めることとなります。

対象学年でございますが、原則は、1年生から3年生までで、4年生以上につきましては、規則で定めていくこととなりますが、定員に余裕のある施設については、受け入れてまいります。4年生の受け入れにつきましては、すでに今年度から実施しているところでございます。

休業日につきましては、日曜・祝日・年始年末となっており、従来と変更はございません。

実施機関につきましては、現在、教育委員会で実施しておりますが、本事業は児童福祉法に基づく事業であること、先ほどの議案にありました組織の改正に伴う事務分掌条例の一部改正に合わせまして、20年度からは大和市長が実施機関となります。

条例案についての市民意見の公募ですが、市民意見の公募期間は、9月15日から10月15日の31日間です。14名の方、39件の意見が寄せられています。寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、資料のとおりでございますが、育成料について5件、運営委員会について6件、時間延長について6件等ございました。

次に、最後のページ、資料3でございます。

ウグイス色のパンフレットですが、来年度4月からの申し込み方法について配布するものでございます。現在の児童ホームの開設場所の一覧がございまして、参考までにお配りいたしております。

議案書の方に戻っていただきまして、条例案につきましては、今説明いたしました内容を成文化したものでございます。

最後のページの附則でございますが、施行期日は20年4月1日からで、入会の受け付け等の準備行為については、施行期日前に行うことができるという規定になっております。

以上でございます。

○鈴木 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。委員長。

○長谷川 パブリックコメントで意見聴取期間を設けてあったということは、意識しておりましたが、15日にその意見をお寄せいただく期間が終了して、本日までこのように整えていただく期間があったにせよ、これは、私の委員としての反省も含めて、もう少し早い段階で、この意見について目を通しておきたかったなと思われました。コメントは、いわゆる改善についての意見もあれば、この条例の内容に対してストップを意思表示している意見も、数多くあります。それについて、「再度意見公募を行う考えはありません。」という回答もあるようですが、その回答に対して、さらに再度意見を寄せてくださった方、また、公募期間を過ぎてから、意見が寄せられたという事例はありますでしょうか。

○相沢 15日を過ぎてからの意見は、1件ございました。こちらにつきましても、青少年の方に対して直接お答えしております。センター館長

○長谷川 お答えをさせていただいて、意見を下さった本人からの反応はありましたでしょうか。委員

○相沢 その件につきましては、本当につい最近のことでございますので、お答えを青少年センターして間もないということもありますので、今のところ反論のようなお話はございません。館長

ただ、日常業務の中で、運営に関して、また、さまざまな問題に対して、ご意見等は、常にいただいております。それは、直接青少年センターにメールやお手紙、または「市長への手紙」等を通じていただいているところでございます。こちらにつきましても、一件一件お答えをさせていただいております。また、内容についても対応させていただいております。中には、何回かご本人とやりとりをして解決をしたという例もございます。

○長谷川 相沢館長の説明をお聞きして、自然な形だと思いました。やはり意見を寄せられた方は、疑問、意見があったのでしょうから、それ相応のやりとりをもって、意見、意思を受けとめた。市民の方も納得してくださったという形をとったということでした。了解いたしました。

原案については、事前に説明をさせていただいておりますので、今回のパブリックコメントという手続を踏んでの改正ということが、決して形骸化、形式上だけの

ことになっていないかという懸念のもとで質問させていただきました。

- 鈴木 木 ほか。田村委員。
委員長
- 田村 此の件については、かねてより、青少年センターからさまざまな資料を提供され、前向きに検討されていることは、理解しております。
委員 例えば、「児童数の多い学校と少ない学校で定員が同じというのはかがか。」といった意見もあるようですが、こちらにつきましては、十分今後検討してやっていただけるものであると確信しておりますが、今度、実施主体が、教育委員会から市へ移ったことで、学校の使用について新たな調整や問題が生じてくるのが懸念されます。
- 鈴木 木 この事業については、補助執行の対象となるのでしょうか。田村委員もおっしゃいましたが、学校施設を使用することもあり、教育委員会と全く無関係には事業を進められないと思いますが、条例自体をすでに市に移行した形で制定しようとする場合でも、こちらの審議の対象になるのでしょうか。
委員長
- 相 沢 この児童クラブ事業は、国の所管で申しますと、厚生労働省でございまして、青少年センター 厚生労働省から県を通じて補助金を受領し、実施している事業でございまして、館 長 例えば、県内各市においても、県も、福祉部門が所管しておりまして、公営で実施している児童クラブにつきましては、県内で8市ございまして、その中で教育委員会が所管しているところは、本市と小田原市のみでございまして。
この事業につきましては、例えば、国・県からの情報や連絡についても、福祉部門を通じてきますので、直接私どもには入ってきません。そのため、いったん保健福祉部に情報が入り、そのコピー等を送ってもらうなどの、非常に手間のかかることを行っているわけです。
ですから、こども部に移ることによって、業務がやりやすくということはありません。
ただ、先ほど委員長がおっしゃった学校との連携等につきましては、非常に重要な課題であると認識しております。厚生労働省のほうも、「基本的には余裕教室を使ってやってください」と言っております。文部科学省と連名で、学校等に対し、通知が出ております。この部分については、市のどの部署が所管しようと、学校の現場抜きには実践できませんので、施設面はもちろん、学校の先生からも、例えば場合によっては、児童の具合が悪いとか、細かいことまで情報をいただかないと、やはり運営は非常に難しいと思われまして。もちろん、授業時間が早く終わった、延びた、という情報もいただかないと運営はできませんので、そういった意味では、ハード面とソフト面との両方で、学校との連携は今後ともお願いしていきたいと考えております。
- 鈴木 木 ほか何かございましょうか。
委員長 (「なし」の声あり)
- 鈴木 木 なしということでございますから、質疑及び討論を終結いたします。
委員長 これより議案第32号について採決をいたします。
本件の原案に対し、ご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 鈴木 木 異議なしということですので、議案第32号は可決いたしました。
委員長 続いて、日程第4 議案第33号、「大和市児童館の指定管理者の指定について」を議題といたします。
細部説明を求めます。
相沢青少年センター館長。
- 相 沢 本市の児童館につきましては、18年度から指定管理者制度を導入しております。青少年センター 18年度・19年度の2年間の指定期間で指定いたしました。その指定期間が満了することにより、改めて、20年度から指定する必要がございます。館 長 議案書の2ページ目をご覧ください。指定管理者の候補者及び指定期間等をまとめました。この表に従って説明させていただきます。
児童館につきましては、22館ありますが、2館につきましては、単独の児童

館でございますので、子安児童館管理運営委員会及び上和田東児童館管理運営委員会を指定管理者の候補者とするものでございます。

公所児童館から20館につきましては、コミュニティセンターに併設されている児童館のため、コミュニティセンターと合わせて、各コミュニティセンターの管理運営委員会を指定管理者の候補者とするものでございます。

この候補者は、18年度、19年度2年間の管理運営の実績を踏まえ、またノウハウの継承により柔軟で効率的な運営が期待できることから、運営委員会を引き続き選定するものでございます。

指定期間につきましては、コミュニティセンターの有料化、20年4月から使用料の有料化が始まるわけでございますけれども、その施行や利用料金制の検討を踏まえまして、20年度からの3年間とすることになっております。児童館につきましては、児童生徒を主な対象とするところから、利用料金制はとりませんけれども、指定期間はコミュニティセンターに合わせて3年間といたします。

なお、参考資料として、お手元の方に18年度児童館指定管理運営状況を18年度の実績ということで配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○鈴木 細部説明が終わりました。ただいまの説明について、質疑、ご意見等ございましたらお願ひをいたします。

○長谷川 確認ですが、こちらサンプルということで、子安児童館の議案書を載せていた委員 いただきましたが、市議会では一括採決になるのでしょうか。

○相沢 市議会の運営につきましては、議会運営委員会の方で決めることになると思ひます。

○長谷川 他の児童館と異なる構成の候補者があるかどうか、もしくは特色のある候補者委員 などありましたら、ご説明いただきたいのですが。

○相沢 単独の2館につきましては、もともとは直営でございましたので、18年の指 定管理者導入時に、こちらの管理運営委員会を地域の方に立ち上げていただいた館 長 という経緯がございます。

この2館につきましては、基本的には自治会にお願いしております。自治会の方で、その地域の子供にかかわる団体等、例えば、ボランティアの方たちを集めて、その中で選定されて委員になられるという状況がございます。それ以外の併設館20館につきましては、そのエリアの中の自治会が基本になってございます。

各自治会の判断で、委員の人選を行っていますが、コミュニティセンターの管理運営委員会の中に、部会という組織がございます。「こども部会」、「成人部会」、「老人部会」等、コミュニティセンターは、子どもからお年寄りまで利用していますので、それぞれ部会を設けて活動等をそこで相談させていただいています。児童館については、「こども部会」が中心ということになっております。

○鈴木 よろしいでしょうか。

委員 長

○長谷川 はい、ありがとうございます。

委員

○鈴木 ほかにいかがでしょうか。

委員 長

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第33号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木 異議なしということでございますので、議案第33号は可決いたしました。

委員 長

◎その他

- 鈴木委員 長 それでは、続きまして、その他に入ります。
委員 長 各課で報告事項がございましたら、順次報告をしてください。
- 曾根課 長 10月27日から11月3日にかけて、恒例の大和市文化祭一般公募展を社会教育開催させていただきました。
課 長 作品の応募状況等につきまして、ご報告いたします。
今回の文化祭においての一般公募は、書道、絵画、写真の3部門ですが、書道に関しては76点、絵画については72点、写真については60点、合計208点の応募がございました。その中で、優秀作を市長、議長、教育委員長、教育長各賞で、加えて、秀作ということで表彰させていただいていますが、書道に関しては優秀作が4人、それから秀作が8点、絵画も同様、写真については優秀作の4点と秀作6点、合計34点の表彰がありました。
- 鈴木委員 長 何かご意見ございますか。
- 長谷川委員 長 広報やまとは、市長賞の絵画が写真で掲載されていまして、拝見いたしました。広報やまとは、年に何回かは、例えばお正月はカラー刷りだと思います。絵画や書画については、ぜひカラーで掲載していただけるとよいのではないかと思います。
- 鈴木委員 長 それでは、次の報告をお願いします。
- 曾根課 長 「つる舞の里歴史資料館企画展」ですが、11月22日から12月16日にかけて実施されます。「寄木細工 伝統工芸への道」と題しまして、鈴木委員長からもお話をいただきました「金子コレクション」の展示会を、実施する予定でございます。ギャラリートークということで、金子先生みずから展示作品の解説をお願いしている日もございます。
- 鈴木委員 長 特に何かございますか。
- 長谷川委員 長 寄木細工といたしますと、小学校の遠足で高学年が箱根方面に行く学校が多いと思いますが、よく、子供が体験で、コースターくらいの大きさのものを実際に寄木細工で作って帰ってきたりします。そういった体験の前後に、このような素晴らしいコレクションを、見に行けると良いと思いますが、学校へのポスター掲示、チラシの配布もあると思いますが、担当は指導室でしょうか、学校向けに、何か一歩踏み込んで広報などしていただければと思います。
いかがでしょうか。
- 曾根課 長 ポスター・チラシを製作しております。それから、広報等も既に行っております。
課 長 学校に関しましては、近隣の学校もございますので、地域を中心にしながら、広報を広げていくように考えております。
- 長谷川委員 長 意見ですが、単に街頭に張ってあるポスターを見るのと、保護者の立場になってみると、学校からの配布物であれば、関心の度合いや見方が非常に変わってくると思います。もし枚数などありましたら、高学年を中心に学校からの配布があると、より効果的ではないでしょうか。
- 鈴木委員 長 会議時間を延長します。12時10分までといたします。
委員 長 それでは、次どうぞ。
- 堀内課 長 来年の1月13日に開催されます「第50回大和市駅伝競走大会」でございます。これは、市制施行日の昭和34年2月1日に第1回を開いてから、今回で、ちょうど50回目を迎えるということで、記念大会でございます。主催は、大和市、教育委員会、それから駅伝の実行委員会でございます。
スタートにつきましては、地区対抗、一般Aが8時40分、それから一般B、中学生が8時50分でございます。それから、ちびっ子の部ということで、今回は特に記念大会ということで、市内の小学生に周回コースではなく、陸上競技場を走っていただくということも計画してございます。

種別でございますが、先ほど申し上げました地区対抗、記録のすぐれているチームが一般A、それから一般のB、中学生、市内在住の小学生で構成されたちびっ子の部を設けてございます。コースにつきましては、昨年と同じ周回コース、ちびっ子についてはトラックでございます。

前回の参加チーム89ということで、こちらにつきましては年々増加してございます。

その他、今回、記念大会ということで、第40回から連続して10回出場した方、大会に功績があった方を表彰するというので、特別表彰を設けてございます。

最後にコースを添付してございますが、これは昨年と同じでございます。

○鈴木委員 長 ご意見、質問等ありますか。

○鈴木委員 長

○奥原委員 長 はい。ちびっ子の部は、今回だけということでしょうか。それとも、今回を初めとして来年以降も行うということでしょうか。

○堀内課 長 今回は、記念大会ということで企画いたしましております。これが好評であれば、来年以降も継続したいということが、実行委員会で話し合われました。

○鈴木委員 長

○鈴木委員 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○鈴木委員 長 それでは、次のテーマに移りたいと思います。

○内澤指導室長

平成19年度「全国学力・学習状況調査」の結果についてご報告させていただきます。

本年4月24日に実施されました「全国学力・学習状況調査」の結果が、10月24日、文部科学省より公表されまして、教育委員会や各学校にも調査結果が送付されております。

結果でございますが、文部科学省は、今回の調査により測定できるのは学力の特定の一部であって、学校における教育活動の一側面にすぎないこと、また結果を公表することにより、場合によっては学校間における過度な競争や序列化につながりかねないことから、個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないとの考えを示しております。また、神奈川県も同様に結果の公表を行わない方針を示しており、本市においても、国や県の方針と同様に、市内小・中学校の調査結果の公表は差し控えることとしておりますので、本市の結果の概要と、この間の教育委員会と学校の取り組み状況についてご報告させていただきます。

本日の資料ですけれども、10月31日に中学校校長会、11月1日に小学校校長会が行われたときに、各学校長に配付したものと同様のものがございます。

本市の全体的な傾向は、国や県の傾向と同様に、小・中学校ともに、知識に関する調査の正答率に比べ、活用に関する調査の正答率が低い傾向が見られました。また同時に、国語より算数・数学において、また知識問題よりは活用問題において、やや広範囲の分布、いわゆる「ばらつき」が見られました。

知識に関する調査結果の正答率が高かったことにつきましては、日々の教育指導の成果と受けとめております。また、知識と活用の調査の正答率に差があったことについては、活用に課題があるとマスコミ等で指摘されております。ただ、問題の難易度に差があるために、一概に活用に課題があると現時点では言い切れない面もあると考えますが、知識と活用のバランスのよい学力の育成は大切であると認識しております。

教育委員会としては、本市における調査結果は、国や県とほぼ同様の傾向が見られますので、今後は国や県の分析等を参考にしながら、本市の状況を分析しまして、指導方法の改善を探り、児童・生徒の意欲を高め、学力の向上につなげていきたいと考えております。

あわせて、学校への依頼事項として、児童・生徒への指導とデータの管理等に特に配慮すべきことをお伝えしまして、さらに児童・生徒への指導や保護者

への説明等の際の参考になるように、指導室でまとめました各教科ごとの傾向と課題をお示ししました。

資料2は、本市における各教科ごとの傾向と課題等についてまとめたものです。

この各教科ごとの傾向や課題を説明するに当たっては、正答率等の数字を示しての説明は避けるように、県から事前に指示がございますので、領域ごとの正答率の比較や、あるいは問題ごとの比較、あるいは問題形式ごとの比較といった面からの説明とならざるを得ません。

例えば、小学校の国語ですが、学習指導要領に記載されている「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域と言語事項からの出題となっています。主として知識に関する調査のうち、言語事項では、漢字の読み、接続語や指示語については比較的高い理解を示しています。また、「読むこと」では、説明文の段落の内容をとらえること、「話すこと・聞くこと」では、話の内容を聞き取ることにしてもほぼ理解ができています。ただ、言語事項の漢字を書くことや、漢字辞典の使い方、「書くこと」の目的に応じて文章を書きかえること、「話すこと・聞くこと」のわかりやすいスピーチについての理解においては課題があります。主として活用に関する調査のうち、文章をグラフと関連づけて読み、要約すること及び司会者として発言内容を整理することについては、比較的良好な結果でした。しかし、感想文を比べて、その共通するよさをまとめたり、あるいは自分の考えを決められた字数で表現することには課題が見られました。

資料3ですが、表が小学校6年生の保護者、裏面は中学校3年生の保護者向けの文章です。本調査を実施する前、3月にも保護者向けに、調査のねらい等について、教育委員会より送付いたしましたので、調査結果が届けられた今回も教育委員会より文書を作成し、送付することにいたしました。内容は、そこに書かれておりますように、国や県、そして本市を含めて調査結果は公表しないことのお知らせと、そのことに対する理解を求めるとともに、あわせて、この調査を受けての教育委員会の今後の取り組みについてとなっております。

資料による説明に補足しまして、若干説明させていただきます。

各学校では調査結果を受け取って、データの点検・照合といった事務的な作業とともに、国から返されたデータを、どのように子どもたちに返却するかということについて、検討しました。事務局としましては、先ほど申し上げましたように、10月31日に中学校、11月1日に小学校校長会の中で、調査結果の扱いについて学校と協議をしまして、最終確認を行ってまいりました。

そこで、子供たちへの結果の返却ですが、事務局としては、調査の実施が4月であった関係上、もう既に6カ月以上たっておりますので、結果の返却はできるだけ間を置かずに、と考えておりましたが、学校の方からの「照合等の事務的な作業を慎重に進めたい。」という意向もあり、中学校では11月2日から、小学校では12日月曜日の週から返却をしております。行事等の関係で各学校によっては返却日は多少異なっておりますが、基本的には結果を子供たちを通してそれぞれの家庭にも届けることになっていまして、子供たちを通して返すものにつきましては、すべての小学校で返却が済んでおります。また、一部の中学校ですけれども、今後予定されております保護者と個別面談をする機会に返却をするという学校もございます。

なお、今回の調査では、子供たちへ生活習慣と学習環境に関する質問・調査がございまして、この点については、詳細な分析はこれからですが、朝食と学力の関係など、全国の傾向とほぼ同じような傾向が見られるものも多いのですが、全国平均と比較して特徴的なところを申し上げます。

「スポーツが好きですか」、「スポーツをやっていますか」というスポーツに親しんでいるかどうかの質問では、小・中学校とも全国平均を上回っておりました。また、「家庭で予習や復習をしていますか」という質問では、全国と比較すると、小・中学校ともやや低い数値が出ています。しかし、「学校で友達と会う

ことが楽しいと思いますか」、「学校で好きな授業や活動がありますか」といった学校生活の楽しさを問う質問では、全国より高い数値を示しています。また、「今住んでいる地域が好きですか」という質問では、小学校では全国に比較しますとやや低いのですが、中学校では全国よりも若干高くなっていました。

このように、子供たちの生活習慣や学習環境に関する質問については、小・中学校とも約100項目、小学校では99項目、中学校では101項目ございました。それぞれの項目ごとに全国や県と比較したり、あるいは小学校と中学校を比較したり、あるいは学力との関係を見ていけば、指導する上で大いに参考になる部分もあると思っております。

ただ、それぞれの質問に子供たちがどれだけ実態に即して答え切れているかといった点も気になるところであります。各学校では細かい資料をまとめておりますので、学校ごとに、学校における全体的な傾向を把握するとともに、あわせて、一人一人の子供理解に役立てていただきたいと思いますと考えております。

いずれにしても、今回の学力・学習状況調査の特徴は、全国的な規模では43年ぶりということでございますし、何といたっても、小学校6年生、中学校3年生の児童・生徒の全員を対象とした悉皆調査でございますので、調査結果が一人一人の子供たちに十分生かされるように、各学校で調査結果の有効な活用をぜひとも図っていただきたい旨の話は校長会で強調させていただきました。

以上です。

○鈴木 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問などご委員長 ございましたらお願いします。よろしいですか。

事務局からほかに何かございましょうか。

委員の方からは何かありますか。

(「なし」の声あり)

○鈴木 特にないようでしたら、12月定例会の日程をお知らせして、その他の部分を委員長 終了したいと思います。

12月の定例会は、12月20日木曜日午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○鈴木 それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 これにて教育委員会11月定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時5分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成19年11月19日

署名委員

署名委員

書 記